



鳥 労 発 基 0825 第 1 号
令 和 5 年 8 月 25 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

鳥 取 労 働 局 長

平 川 雅 浩

印

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、鳥取県労働組合総連合議長田中暁から、別添のとおり最低賃金法第
11条第2項及び同法第12条に基づく異議申出があったので、貴会の意見を求める。